

陳 情	受 理 番 号	15	受 理 年 月 日	令和7年9月16日	付 託 委員会	教育福祉
件 名	「健康管理室」設置、並びに給特法施行に伴う業務量管理措置、並びに健康確保措置計画策定に関わって職員との対話を求める陳情					

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願ひいたします。

「健康管理室」設置、並びに給特法施行に伴う業務量管理措置、並びに健康確保措置計画策定に関わって職員との対話を求める陳情

2025年6月11日、参議院本会議において、給特法等の改正案（「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」）が可決され、成立しました。

その第8条では、「教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画）の策定・公表・計画の実施状況の公表を義務づける」とあります。その中で、計画の策定・実施に関して、県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務としています。

その一方で、沖縄県教職員の精神疾患は2024年度268人で、その割合が、17年連続で全国1位（1.69%）とメンタルヘルス対策が急務です。その対策としても健康確保措置が期待されます。

しかし健康確保措置を進めるにあたって沖縄県の現状として①離島が多く、産業医などの専門家を見つけることが困難、②財源が厳しい状況で健康確保措置の計画・策定・実行のための予算措置が困難、などの課題があります。

その課題を解決し健康確保措置を進めるために、沖教組は今回、各教育事務所に「健康管理室」を設置することを提言いたします。これにより市町村教育委員会は県教委からの助言を得られ健康確保措置を実効あるものになると期待しています。そのためには健康管理室を設置する財政的な支援が必要となります。教職員のメンタルヘルス対策が機能することで、病気休職者が減り、教職員の仕事負担も軽減され、働き方改革が実感できることになるでしょう。

1日でも早く、健康管理室が設置され健康確保措置が実施されるためにも市町村からも県教育委員会への働きかけをお願い申しあげます。

記

1. 県内公立小中学校における健康管理措置の計画の策定・実施を円滑に進めるため
教育事務所ごとに「健康管理室」を設置することを県教委に求めること。
2. 教育委員会は業務量管理措置、並びに健康確保措置計画策定に関わって職員との
対話を行うこと